

取引環境適正のための荷主対策・連携

令和4年9月2日

国土交通省自動車局貨物課

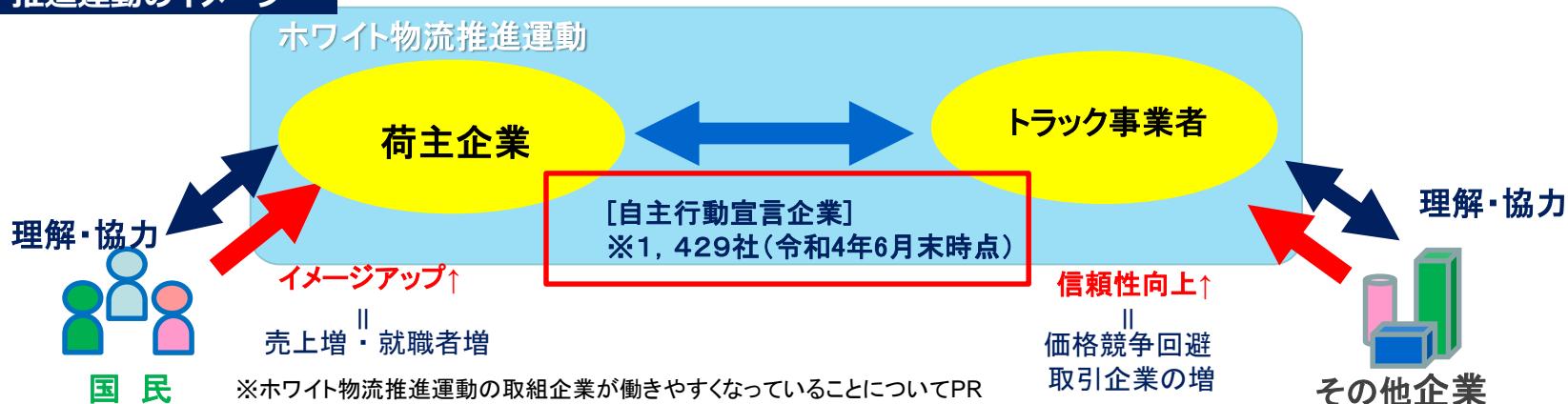


国土交通省

「ホワイト物流」推進運動 ~ ホワイト物流推進運動の概要 ~

- 国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するため、若者、女性、高齢者も含めた全ての人にとって魅力ある「よりホワイト」な職場づくりを行う取り組み。
※トラックドライバーのうち、10代・20代は約10%、65歳以上は約9%、女性は約3%
- 荷主企業、トラック事業者など、関係者が連携して当該取り組みを強力に推進。
平成30年5月30日
「ホワイト物流」推進運動を重点施策とする「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議政府行動計画」が決定

推進運動のイメージ



宣言内容

【必須項目】

- ・取組方針
- ・法令遵守への配慮
- ・契約内容の明確化・遵守

【推薦項目】※企業の判断で複数項目から選択

- A. 運送内容の見直し
 - B. 運送契約の方法
 - C. 運送契約の相手方の選定
 - D. 安全の確保
- (宣言が多い上位3項目)
・物流の改善提案と協力
・異常気象時等の運行の中止・中断等
・パレット等の活用

ホワイト物流推進連度は「SDGs」につながる取り組み



8. 働きがいも経済成長も
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事を)を推進する



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



11. 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする



13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

取引企業等との関係性向上

自主行動宣言を行った企業は、「物流ひいては日本経済が直面する課題解決に取り組む企業」となり、企業のCSR活動として非常に重要な意義をもちます。

企業がCSRを果たすことで、**取引企業等との関係性も向上**することが期待されます。

逆に取り組まない企業は、物流社会全体で取り組む課題に無関心という表明になりかねず、将来的にサプライチェーンから外されたり、株主や地域の支援を得ることができなくなったりする可能性も懸念されます。

企業のブランディングに効果的

自主行動宣言を行った企業は、社会に対して責任を果たす企業として認識され、企業イメージの向上やブランディングにも 非常に効果的です。

こうした社会貢献的な取り組みを積極的に行い、高い企業イメージ、高いブランドイメージをもつ企業は、フェアトレード的に**消費者や取引企業からも選ばれる**ようになったり、**優秀な人材の採用にも有利**になることが期待されます。

ビジネスチャンスにつながる

自主行動宣言を行った企業は、物流効率化などの課題を解決するための新しい取り組みを検討・実施しております。

こうした取り組みは、自主行動宣言を行った企業間での**新規事業の創造や他業種との協働など、新しいビジネスチャンスにつながる**ことが期待されます。

～ ホワイト物流推進運動における国土交通省の取り組み ～

「ホワイト物流」推進運動 ポータルサイト

賛同企業リスト、「ホワイト物流」推進運動 推奨項目などをご紹介

賛同企業数：1429社（2022年6月30日時点）



<https://white-logistics-movement.jp/>



ポータルサイト 新規コンテンツ 「集いの場」

賛同企業・団体同士の出会い・連携を支援する「集いの場」を8月開設

業界・業種にこだわらず賛同企業・団体の皆様が、自身の物流に関わる”困りごと”や”要望”などを、集いの場の掲示板に投稿し、その投稿を見て共感した他の賛同企業・団体様と連携に向けた意見交換ができるプラットフォームです。



「集いの場」公開のご案内
（ご案内は、「ホワイト物流」推進運動）

「ホワイト物流」推進運動 Twitter アカウントを立上げ

賛同した事の「効果」・「感動」体験を、他社にShare（共有）& Spread（拡散）する仕掛けとして、「ホワイト物流」推進運動のTwitterアカウントを立上げ



「ホワイト物流」推進セミナー

- セミナータイトル：「ホワイト物流」推進運動セミナー
～物流生産性向上に向け荷主企業が推進する取組とは～
- 対象者：主に、荷主企業（業種/業界を特定せず、全産業を対象）
- 開催形態：オンライン開催（zoom）
- セミナー実施時期：令和3年10月～令和4年3月まで 月1回 [計6回]

セミナープログラム(予定)

主催者：国土交通省

1. 「ホワイト物流」推進運動の紹介

2. 最近の物流政策について（仮）

国土交通省

3. 物流効率化への取組み

富士通総研

～荷主だからできること、取り組んで欲しいこと～

4. 取組事例の発表

講演企業詳細
裏面をご覗ください

自主行動宣言の提出状況と更なる取組み

➤ 平成31年4月以降、1,429社が自主行動宣言を提出 (令和4年6月30日時点)

業態別	企業・組合 ・団体数
農業、林業	1
漁業	0
鉱業、採石業、砂利採取業	1
建設業	12
製造業	387
電気・ガス・熱供給・水道業	1
情報通信業	43
運輸業、郵便業	758
卸売業、小売業	115
金融業、保険業	3
不動産業、物品賃貸業	2
学術研究、専門・技術サービス業	3
宿泊業、飲食サービス業	1

業態別	企業・組合 ・団体数
生活関連サービス業、娯楽業	1
教育、学習支援業	4
医療、福祉	6
複合サービス事業	18
サービス業(他に分類されないもの)	27
公務(他に分類されるものを除く)	0
分類不能の産業	19
合 計	1,402

- 令和2年3月に、①自主行動宣言未提出の荷主上場企業等に対し、再度参加要請文を送付する共に、②既提出企業等に対し、更なる取り組みの具体化や深掘りを要請。
- 今後も、セミナー等を通じて「ホワイト物流」推進運動の更なる推進が図られるよう関係省庁と連携した取組を実施。

- 一部地域では、複数荷主と運送事業者の連携による共同輸配送の取組みが進んでいる。
- 共同輸配送は荷主・運送事業者の双方の理解・協力が必要不可欠であり、国土交通省としても前向きな地域における取組みを後押し（意見交換やセミナーの開催、事例紹介など）
- 今後、他の業種や他の地域への横展開を図っていく。

例① ICTを活用した共同輸配送

実施主体：JAあきた等
対象品目：農産品

【取組みのポイント】

- 秋田県から首都圏市場へ出荷している農産品について、新たに設けたハブ拠点を中心に集荷と市場までの幹線輸送を切り離すことによりトラックドライバーの労働時間の短縮。
- 集荷ルートの見直しや、ハブ拠点における荷物の市場別仕分け、ICTによる物流情報の可視化等により物流効率化を図る。

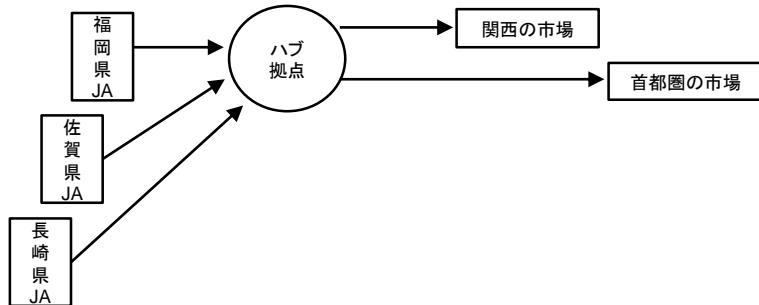


例② 県域をまたいだ共同輸配送

実施主体：JA佐賀、福岡、長崎等
対象品目：青果物

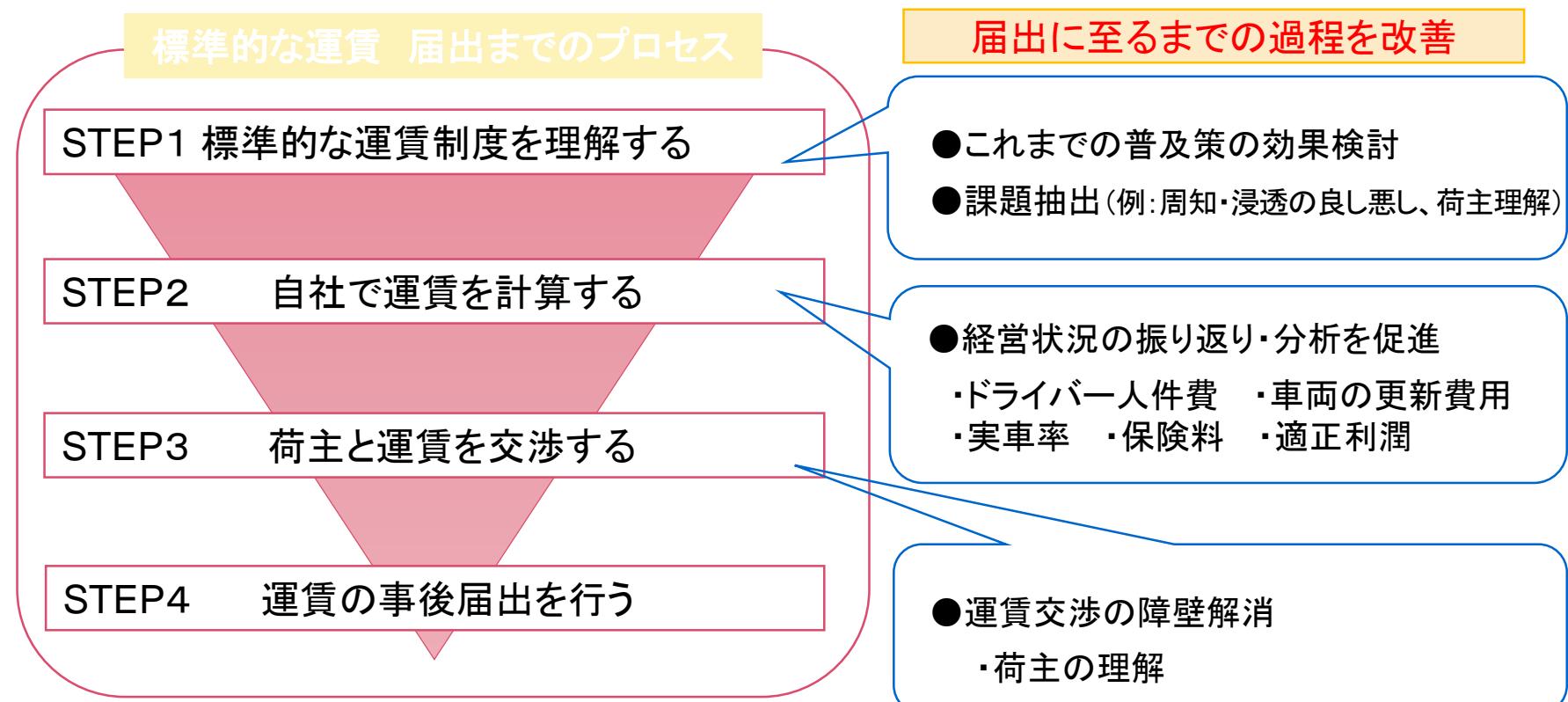
【取組みのポイント】

- 佐賀、福岡、長崎の3県域の青果物を福岡県香椎にあるハブ拠点に集積し、市場方面別に仕分けた上で大型車両により輸送。
- 産地から市場まで一貫したパレット輸送による荷役の省力化。



標準的な運賃

- 平成30年改正後の貨物自動車運送事業法に基づき、運賃交渉力の弱い運送事業者の適正な運賃収受を支援することを目的に、令和2年4月「標準的な運賃」を告示。
- 「標準的な運賃」では、運転者について全産業並みの給与、車両の更新期間5年、一般的な利潤(自己資本金の1%)などの経営改善につながる前提を置いて、参考となる運賃を示している。
- 運送事業者が自己の経営状況を踏まえて運賃を分析し、荷主との運賃交渉に臨むことが肝要。



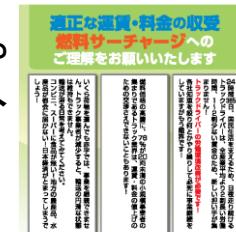
※標準的な運賃の届出率 48.6% (令和4年6月末時点)

①荷主への周知・広報の強化

「燃料費を含む適正な運賃の収受」という基本的考え方に基づき「標準的な運賃や「燃料サーチャージ」の導入等により、燃料価格上昇分を反映した適正な運賃等への見直しを行うよう、荷主企業に理解と協力を呼びかけ。

具体的には、以下の対応を実施。(R4.8.31現在)

- 荷主関係団体(約1,000団体)あて要請文書を発出(R3.11.10)
- 荷主企業(約45,000社)あて要請文書を全ト協と連名で発出(R4.1.21)
- 運輸支局長等による荷主団体、荷主企業への訪問(123回)
- 各県の取引改善協議会やホワイト物流セミナー等を通じた周知(133回)



※荷主企業を訪問し、要請文書を手交する運輸支局長

※荷主向け
パンフレット

②相談窓口の設置

トラック事業者が、燃料費の上昇分への運賃等への反映について相談ができるよう、国土交通本省、地方運輸局、運輸支局に、全国で合計64の相談窓口を新たに設置するとともに、国土交通省目安箱(web)にも意見募集の対象として燃料価格に関する事項を新たに明記

○R4.8.31現在、計32件の相談に対応

※燃料サーチャージに関する相談・意見・質問等:25件、運賃交渉に関する相談・意見等:6件、燃料価格に関する意見:1件

③荷主働きかけ等の法的措置

燃料費の上昇分を運賃等に反映することを求めたにもかかわらず不当に据え置くことは、独禁法の違反(買いたたき)等になるおそれがあるとともに、改正貨物自動車運送事業法に基づき、国交省による荷主への働きかけや、要請、勧告・公表等の対象にすることとし、この点につき、関係省庁等と連携して対応。

○R4.8.31現在、上記の相談に基づき、7件の働きかけを実施

※運賃・料金や運送条件に関する運送事業者との交渉に応じるよう働きかけ:7件(東北、関東、中部、中国、九州運輸局管内)

○R4.8.31現在、中小企業庁と連携し、下請中小企業振興法に基づき助言(注意喚起)を実施

※元請運送事業者に対して下請事業者との価格転嫁や価格交渉を適正に行うよう助言

<貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけのフロー>

違反原因行為を荷主がしている疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善されない場合



※ 荷主の行為に独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

燃料価格上昇を踏まえた荷主への周知

荷主関係団体 御中

国自貨第69号
令和3年11月10日

国土交通省自動車局貨物課長

貨物自動車運送事業者の適正な運賃収受のための周知について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の燃料価格上昇によって貨物自動車運送事業者の経営状況に与える影響が懸念されています。こうした燃料価格の上昇分については、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等によって適正な運賃収受に繋げ、貨物自動車運送事業者のみがその負担を抱えないことが必要です。

また、今般の燃料価格上昇は、適正な運賃収受の重要性について認識を新たにするものではありますが、そもそも、「標準的な運賃」において積算される人件費、車両更新に要する費用、事業運営や物流効率化に必要となる設備導入に要する経費などを含め、適正な運賃を収受することが物流の持続可能性を確保するうえで重要です。

つきましては、荷主（運送委託者）と貨物自動車運送事業者が協議の上、適正な運賃による運送契約の締結を行うことは、取引環境の適正化のために不可欠であることから、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 貨物自動車運送事業者と協議の上、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しを行うこと。

2. 貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となること。

運送委託者の方へのお知らせ



燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇分を運賃・料金に反映せずに運送業者に負担をさせたり、運賃・料金を不当に請求せんことを、下記法・規則等に違反するおそれがあります。

要注意！チェックポイント

- 運賃費・人件費の上昇分を運賃費・料金の見直しや値段変動としているだけが、
- 燃料サーチャージの運賃額が従つてもかかわらず、運賃・料金を不当に請求せんことを、



こんな取引を目指しませんか？

- 運送委託者が運送業者に逼迫し、運賃・料金を見直す。
- 運送業者に運賃・料金を不当に請求せんことを、運送業者により運賃・料金を見直す。

本件に関するお問い合わせ先 → 国土交通省 適正取引相談窓口（運賃失当請求をご報告ください）

荷主対策の深化

貨物自動車運送事業法改正法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけ等

国交省HPの意見募集窓口、地方運輸局からの連絡、適正化事業実施機関との連携等により、国交省において端緒情報を収集。事実関係を確認の上、荷主関係省庁と連携して対応。

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていること
を疑う相当な理由がある場合

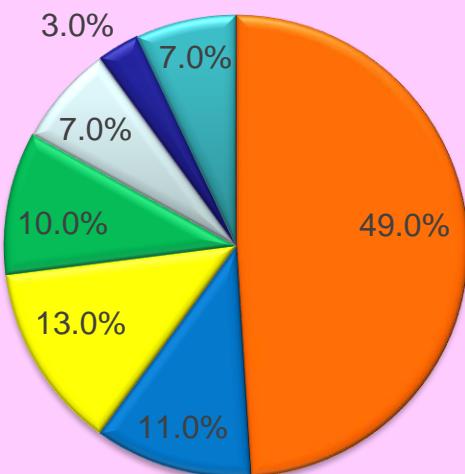
要 請

要請してもなお改善
されない場合

勧告・公表

※ 荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

荷主起因の違反原因行為の割合



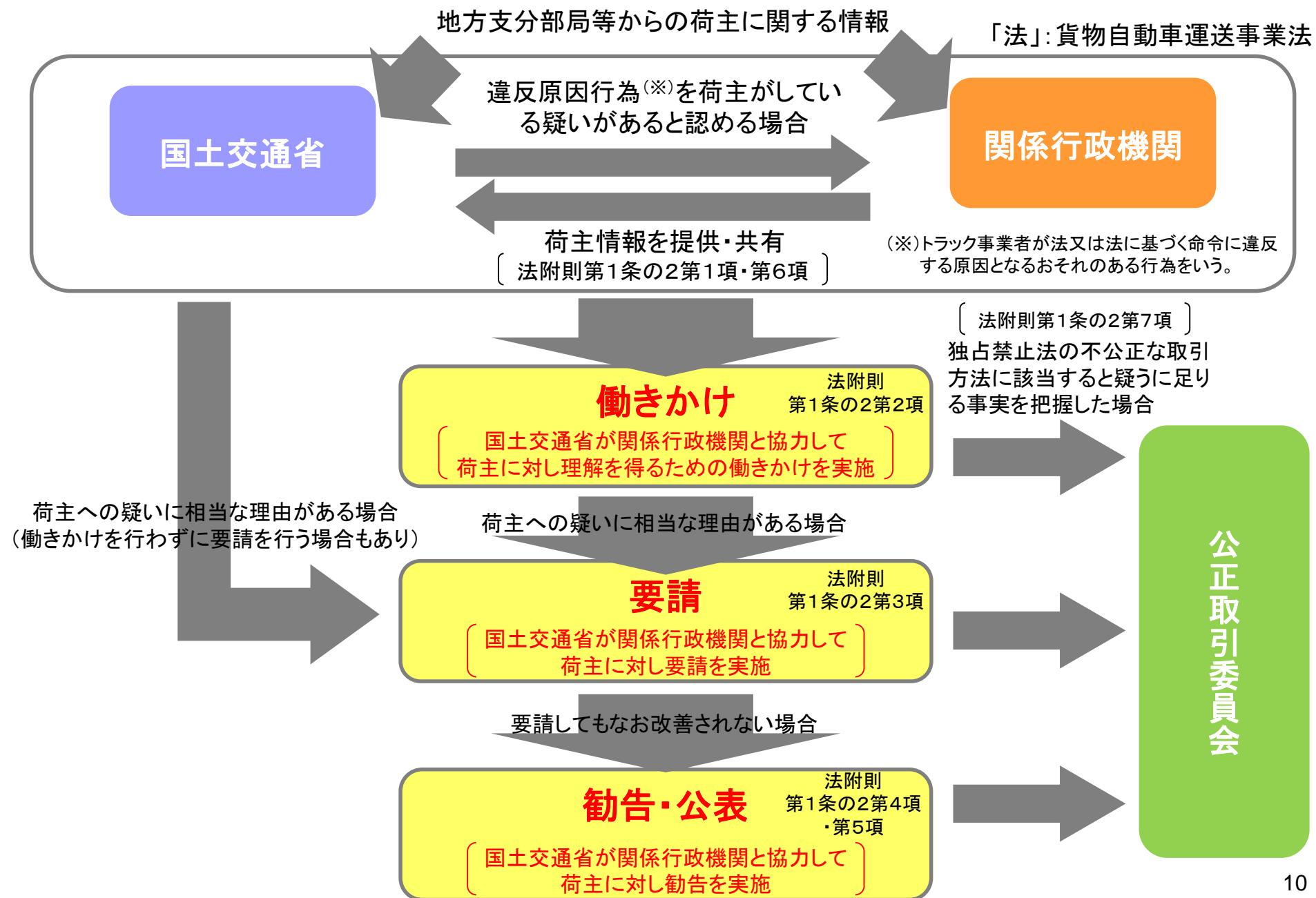
- 長時間の荷待ち
- 過積載
- 依頼になかった附帯業務
- 拘束時間超過
- 無理な配送依頼
- 異常気象

「働きかけ」等を実施した荷主数

対応内容	荷主数
要 請	1
働きかけ	62

※令和4年8月31日現在

荷主への働きかけ等のフロー



「違反原因行為」に該当しうる荷主の行為の例

(例)

- 過労運転防止義務違反を招くおそれがある行為として、荷主の荷さばき場において、荷主都合による長時間の荷待時間を恒常に発生させているような行為
- 過積載運行を招くおそれがある行為として、積込み直前に貨物量を増やすように指示するような行為
- 最高速度違反を招くおそれがある行為として、適切な運行では間に合わない到着時間が指定されるような行為
- 輸送の安全確保義務違反を招くおそれのある異常気象時など、安全な運行の確保が困難な状況で運行を強要するような行為

荷主に対する働きかけを実施する場合の考え方

(例)

- トラック事業者に対する貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導や、国土交通省が実施する監査において、違反原因行為をしている疑いがあると認められる場合
- 貨物自動車運送事業法本則に基づく荷主勧告制度による協力要請等を受けたことがあり、引き続き違反原因行為をしている疑いがあると認められる場合
- 国土交通省や関係行政機関、地方運輸局等の地方支分部局に対し、違反原因行為に関する同様の情報等が度々寄せられ、違反原因行為をしている疑いがあると認められる場合

(参考)荷待ち時間・荷役作業等の記録義務付けについて

トラックドライバーの長時間労働を改善し、輸送の安全の確保を図るべく、**荷待ち時間や荷役作業等の実態を把握**するとともに、荷待ち時間や、荷主との契約書に記載のない荷役作業等を生じさせている荷主に対する**勧告等を行うに当たっての一助等**とするため、荷待ち時間等の記録を新たにトラック運送事業者に義務付ける省令改正(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令)を行い、**令和元年6月15日から施行**しているところ(荷待ち時間の記録義務付けについては、平成29年7月に改正)。

【改正の概要】

○荷待ち時間等の記録の義務付け(輸送安全規則第8条関係)

トラックドライバーが**車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のトラック**に乗務した場合、**ドライバー毎に**、

- ①集貨又は配達を行った地点(以下「集貨地点等」という。)
- ②集貨地点等への到着の日時を荷主から指示された場合にあっては、当該日時
- ③集貨地点等に到着した日時
- ④集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時
- ⑤集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分けその他貨物自動車運送事業に附帯する業務(以下「附帯業務」という。)を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時
- ⑥集貨地点等から出発した日時
- ⑦集貨地点等で積込み若しくは取卸し又は附帯業務(以下「荷役作業等」という。)を実施した場合(荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が1時間以上である場合に限る。)にあっては、
 - ・集貨地点等
 - ・荷役作業等の内容並びに開始及び終了の日時
 - ・荷主が上記に掲げる事項について確認した場合にあっては、その旨
 - ・上記に掲げる事項について荷主の確認が得られなかった場合にあっては、その旨について記録し、1年間保存しなければならない。

平成29年7月1日から、 荷主都合30分以上の荷待ちは 「乗務記録」の記載対象です。

トラックドライバーの荷待ち時間削減と適正取引構築のために



※デジタコなど他の方法で記録している場合は記載不要です。

トラックドライバーの長時間労働の要因の一つとなっている荷待ち時間。これを削減するためには、トラックドライバーの乗務実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取り組みを促進するとともに、国としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長い荷待ち時間や長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行うにあたっての判断材料とします。ムダな荷待ち時間を減らし、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、荷主都合による荷待ち時間が30分以上あった場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してくださいとして追加するものです。

国土交通省

公益社団法人
全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

荷待ち時間等の記録義務付け

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)にともなう
乗務記録付票 [記載例]

集貨・荷卸しのパターン例 (サンプル)

① 集貨地点等に到着 (乗務記録記載)

- ②-1 荷待ち待機 (20分: 荷主都合)
- ③-1 附帯業務 (20分: 本来業務)
- ②-2 再荷待ち待機 (20分: 荷主都合)
- ③-2 附帯業務 (30分: 荷主都合)
- ④ 荷積み (60分: 本来業務)

⑤ 集貨地点等を出発 (乗務記録記載)

上記の場合、(②-1)+(②-2)=待機時間 40分
「乗務記録記載要件 [荷主都合による (荷待ち待機時間 30分以上)] に合致」

記載は
こんなにカンタン。
集貨地点等と時刻を書き込むだけ!
記入欄のように、集貨地点等への到着時刻、荷待ち待機の開始・終了時刻、荷積み・荷卸しの開始・終了時刻などの必要事項をご記入ください。記録用紙は、必要な項目が記載されているので、各事業者で作成した様式で構いません。

荷待ち時間記録(例)

(平成29年7月12日)

* 車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上の車両が対象

車両番号: ()
集貨地点等 (荷積み地) / 荷卸し地 / 附帯業務実施地 : (○○食品□□物流センター)

荷主指定の到着時刻 (有る場合)	集貨地点等への到着時刻
① 9時00分	8時00分
②-1 荷待ち待機 開始・終了時刻 9:00 ~ 9:20 9:40 ~ 10:00	→ 荷主都合による荷待ち待機の合計時間 時間 40 分
③-1 附帯業務 開始・終了時刻 9:20 ~ 9:40 10:00 ~ 10:30	
④ 荷積み/荷卸し 開始・終了時刻 10:30 ~ 11:30	
⑤ 集貨地点等からの出発時刻 11時30分	

注

- 集貨地点等に到着した時刻(荷主から指定された場合は当該時刻)から出発した時刻までに、荷主の都合により待機した時間の合計が30分未満の場合は記録不要です。
- また、必要事項をデジタコなど他の方法で記録している場合は記録不要です。
- 現在使用中の「乗務記録」に記載する方法もあります。

※この事例・様式は、見本として示したものです。

令和元年6月15日から、ドライバーが 荷役作業や附帯業務を行った場合、当該作業は、 「乗務記録」の記載対象となります。

※「乗務記録」は法令に基づきトラック運送事業者が記録及び保存することが義務付けられているものです。

トラックドライバーの長時間労働のは正と適正取引構築のために



出典：「トラック輸送状況の実態調査結果」
(国土交通省：平成27年調査)



- * 荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となつた場合が対象となります。
- また、記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかつたかについても記録対象となります。

トラック運送業界では、ドライバーの長時間労働のは正が根深い課題ですが、長時間の待機時間の発生に加え、荷主との契約に定めがない荷役作業等の発生により当初の運行計画が崩れることで、ドライバーの拘束時間に関する基準を超過する状況を招き、コンプライアンスを確保する運行を妨げる一因となっています。

こうした状況を踏まえ、国土交通省では「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正しました（令和元年5月10日：公布、同年6月15日：施行）。

この省令改正は、「トラックドライバーが車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合に、集荷地点等で積込み若しくは取卸し又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）

を実施した場合も乗務記録の記載対象として追加するものです（荷役については、平成29年7月に既に記載対象となっています）。

国土交通省では、今回の一歩改正により、より詳細に荷役作業等の実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取組みを一層促進するとともに、國としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行なうあたっての判断材料となります。

荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷役作業等が発生した場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。

荷役時間・荷役作業等の記録義務付け（貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正）に伴う

【発荷主側で荷物の積込み時に荷役・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外】

バターン例（サンプルB）

荷役時間に到着					
荷役時間の指定時刻	取扱い	出発時刻	計測時間		
(荷主都合)荷役（1：荷造り）	●●●	16:40～17:00	荷役時間	17:20～17:50	50分
(荷主都合)荷役（2：荷卸）	●●●	17:20～17:50	荷役時間	17:50～出発	30分
		17:50			

※荷役作業等の合計時間が50分ですか、契約書に明記されていないので記載対象に該当します。

荷役時間・荷役作業等記録票（例）

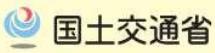
荷役時間・荷役作業等記録票（例）					
荷役時間に到着					
荷役時間の指定時刻	取扱い	出発時刻	計測時間		
15:45	●	16:00	荷役時間	16:40～17:00	16:45
16:00	●●●	16:40	荷役時間	17:20～17:50	50分
16:40～17:00	●●●	17:20	荷役時間	17:50～出発	30分
17:20～17:50	●●●	17:50			

※荷役時間に到着する場合は、荷役時間の合計時間が50分ですか、契約書に明記されていないので記載対象に該当します。
※荷役時間に到着しない場合は、荷役時間の合計時間が0分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。
※荷役時間に到着する場合は、荷役時間の合計時間が50分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。
※荷役時間に到着しない場合は、荷役時間の合計時間が0分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。
※荷役時間に到着する場合は、荷役時間の合計時間が50分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。
※荷役時間に到着しない場合は、荷役時間の合計時間が0分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。
※荷役時間に到着する場合は、荷役時間の合計時間が50分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。
※荷役時間に到着しない場合は、荷役時間の合計時間が0分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。
※荷役時間に到着する場合は、荷役時間の合計時間が50分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。
※荷役時間に到着しない場合は、荷役時間の合計時間が0分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。

荷役時間・荷役作業等記録票（例）

荷役時間・荷役作業等記録票（例）					
荷役時間に到着					
荷役時間の指定時刻	取扱い	出発時刻	計測時間		
8:45	●	9:00	荷役時間	9:15～9:30	15分
9:00	●●●	9:20～9:40	荷役時間	9:45～9:55	10分
9:20～9:40	●●●	10:00～10:30	荷役時間	10:30～11:30	11:30
10:00～10:30	●●●	10:30～11:30	荷役時間	11:30～12:00	30分
11:30	●●●	12:00			

※荷役時間等が契約によって記載している場合は、荷役時間の合計時間が0分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。
※荷役時間等が契約によって記載している場合は、荷役時間の合計時間が50分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。
※荷役時間等が契約によって記載している場合は、荷役時間の合計時間が0分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。
※荷役時間等が契約によって記載している場合は、荷役時間の合計時間が50分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。
※荷役時間等が契約によって記載している場合は、荷役時間の合計時間が0分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。
※荷役時間等が契約によって記載している場合は、荷役時間の合計時間が50分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。
※荷役時間等が契約によって記載している場合は、荷役時間の合計時間が0分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。
※荷役時間等が契約によって記載している場合は、荷役時間の合計時間が50分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。
※荷役時間等が契約によって記載している場合は、荷役時間の合計時間が0分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。
※荷役時間等が契約によって記載している場合は、荷役時間の合計時間が50分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。
※荷役時間等が契約によって記載している場合は、荷役時間の合計時間が0分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。
※荷役時間等が契約によって記載している場合は、荷役時間の合計時間が50分ですか、契約書に明記されていない場合は、記載対象に該当しません。



全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関